

株 主 各 位

東京都千代田区神田美倉町11番地

フマキラー株式会社

代表取締役社長 大 下 一 明

第71期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第71期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月25日(木曜日) 午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月26日(金曜日) 午前10時

2. 場 所 広島県廿日市市梅原一丁目11番13号
当社広島工場会議室

(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 目的事項
報告事項

1. 第71期(2019年4月1日から2020年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第71期(2019年4月1日から2020年3月31日まで) 計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|-------------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役16名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役2名選任の件 |
| 第5号議案 | 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件 |
| 第6号議案 | 取締役及び監査役の報酬額改定の件 |

以 上

新型コロナウイルス感染症の対応について

- 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本株主総会会場におきましては、開催日現在の状況に応じ、マスク着用やアルコール消毒剤の設置等感染予防のための措置を講じてまいります。
- 本株主総会にご出席される株主の皆様におかれましては、当日は、マスクの着用にご協力をお願い申し上げます。また受付にて検温を実施させていただきます。体調不良と思われる株主様には入場をお断りする場合がありますので、何卒、ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。
- 多くの株主様が集まる株主総会は、集団感染のリスクがあります。本株主総会会場につきましては、間隔を空けて席を配置しますので、通常より席数が少なくなっております。本総会にご出席を検討されている方、特にご高齢の方、基礎疾患がある方、妊娠されている方におかれましては、当日の出席はご遠慮いただき、郵送での議決権の事前行使をご検討くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会の議事は、円滑かつ効率的に執り行うことで、例年より時間を短縮して行う予定です。
- なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.fumakilla.co.jp/>）に掲載させていただきますので、ご確認ください。
その他、本株主総会における感染予防の対応に関する詳細についても下記ウェブサイトまたはQRコードよりご確認ください。

<https://www.fumakilla.co.jp/new/3804/>



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.fumakilla.co.jp/>）に掲載させていただきます。

株主総会当日は、軽装でご来場くださいますようお願い申し上げます。また、当社役員及び係員につきましても、ノーネクタイのクールビズスタイルを励行させていただきますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）におけるわが国経済は、政府や日銀の各種政策の効果もあり、雇用環境の改善が続き緩やかな回復基調が続いてまいりましたが、一方で、世界経済においては米中間の貿易摩擦などの通商問題における不確実性に加えて、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大等の影響もあり、先行き不透明な状況で推移しました。

このような状況の中で、当社グループは「ひとの命を守る。ひとの暮らしを守る。ひとを育む環境を守る。わたしたちは、世界中の人々がいつまでも安心して快適に暮らすことのできる社会づくりに貢献していきます。」という経営理念のもとで、コア事業の殺虫剤、家庭用品、園芸用品の成長カテゴリーに新価値創造型新製品を積極的に投入し、既存事業の強化・育成を図るとともに、コストダウンや経費の効率的な運用等による利益構造の改革及び海外事業の強化拡大等の課題に努めてまいりました。

売上高は前年同期比7.9%増の444億85百万円（為替変動の影響を除くと7.0%増）となりました。

国内売上は、主力の殺虫剤の売上が、4月から6月の最盛期における売上減が影響したため、8月以降の残暑により店頭での商品の消化が進んで返品が減少したものの、年間では前年同期比6.4%の減収となりました。一方で特に家庭用品は、新型コロナウイルス感染症の影響によるアルコール除菌剤等の需要の高まりから、売上が大きく伸長しました。その結果、国内合計の売上は前年同期比1.7%増の244億12百万円となりました。一方、海外売上は、インドネシアの子会社の売上が好調に推移し、円貨ベースでは前年同期比16.4%増の200億73百万円（為替変動の影響を除くと14.3%増）となりました。

次に、売上原価ですが、前年同期より22億63百万円増の313億91百万円となりました。その結果、売上原価率は70.6%で、前年同期より0.1ポイント減となりました。原価率のダウン要因は、売上構成が変化したこと等によるものです。

以上の結果、売上総利益は130億94百万円（前年同期比8.1%増）となり、返品調整引当金調整後の差引売上総利益は、130億88百万円（前年同期比7.9%増）となりました。

販売費及び一般管理費につきましては、運送費や研究費、人件費等の増加により、前年同期比2.8%増の113億2百万円となりました。

これらの結果、営業利益は17億85百万円（前年同期比57.2%増）、経常利益は20億21百万円（前年同期比51.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は、7億70百万円（前年同期比11.0%増）となりました。

次に、商品部門別の概況についてご報告申し上げます。

	前連結会計年度	当連結会計年度	増減額	増減率
	百万円	百万円	百万円	%
殺虫剤	30,710	32,695	1,984	6.5
家庭用品	2,235	2,853	617	27.6
園芸用品	2,677	2,681	3	0.1
防疫剤	1,653	1,629	△24	△1.5
その他	3,965	4,626	661	16.7
合計	41,243	44,485	3,242	7.9

殺虫剤部門

殺虫剤部門につきましては、国内におきましては、4月初旬から6月にかけての天候不順による影響を強く受け、8月以降の残暑で市場での商品の消化が進み、返品が減少したものの、最終的には前年同期比6.4%減と減収となりました。

一方、海外におきましては、前年天候の影響を受けて落ち込んだインドネシアの子会社の売上が回復し、その他の東南アジア各国の売上も増加したことから、前年同期比16.6%増と二桁の増収となりました。

これらにより、国内及び海外の殺虫剤合計の売上高は前年同期比6.5%増の326億95百万円（前年同期比19億84百万円増）となりました。

家庭用品部門

家庭用品部門は、主力のアルコール除菌剤が、新型コロナウイルス感染症の拡大による需要の高まりから大幅な増収となりました。その結果、家庭用品合計の売上高は前年同期比27.6%増の28億53百万円（前年同期比6億17百万円増）となりました。

園芸用品部門

園芸用品部門は、「虫よけ除草王プレミアム」を中心とした除草剤の売上が順調に推移し、また不快害虫用殺虫剤も堅調であった一方で、主力の殺虫殺菌剤の売上が天候不順の影響等により減少した結果、園芸用品合計の売上高は、前年並みとなる前年同期比0.1%増の26億81百万円（前年同期比3百万円増）となりました。

防疫剤、その他の部門

防疫剤部門の売上高は、16億29百万円（前年同期比24百万円減、1.5%減）となりました。

その他の部門の売上高は、子会社のフマキラー・トータルシステム(株)のシロアリ施工工事が好調で、46億26百万円（前年同期比6億61百万円増、16.7%増）となりました。

(2) 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資は、現在広島工場内に建設中の新しい開発棟及び生産設備であるブレーンズ・パーク及びインドネシアに建設中の新研究開発棟の建築費用や生産能力強化のための設備等、総額8億2百万円の投資を行い、所要資金は自己資金で充ちいたしました。

(3) 企業集団が対処すべき課題

今後の国内外の景気につきましては、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行の影響により、急速に悪化しており、より一層厳しい経営環境が続くと予想しております。このような状況の中、当社グループは、「ひとの命を守る。ひとの暮らしを守る。ひとを育む環境を守る。わたしたちは、世界中の人々がいつまでも安心して快適に暮らすことのできる社会づくりに貢献していきます。」という経営理念のもと、激変するグローバル環境に対応しながら、国内外市場での継続的な事業の拡大と堅固な収益基盤を確立するために、以下のような経営課題に取り組んでまいります。

（日本のフマキラーグループの課題）

当社グループは、殺虫剤、家庭用品、園芸用品をコア事業と位置づけ、人々の命・暮らし・環境を守る商品を提供しております。これまでに培ってきた技術とノウハウを結集した画期的で魅力的な新商品の開発、高品質で効率的な生産、販売力の強化、流通チャネルの拡大などによって、お客様が必要なときに十分な量をできるだけ早く手に取っていただけるように開発・生産・販売体制を整備し、事業の拡大に取り組んでまいります。

その一環として、現在、研究開発体制及び生産体制の強化を実現するために、当社広島工場内に新しい開発棟及び生産設備であるブレーンズ・パークの建設を進めています。

また、ウイルス・細菌・アレルギーなど暮らしの周りに潜む見えないリスクへの対策等消費者の生活シーンに安心安全を提供する製品の提案を推進し、さらなる企業価値の向上に努めてまいります。

（海外のフマキラーグループの課題）

世界では害虫が媒介する感染症によって健康が損なわれ多くの命が奪われています。当社グループは持てる経営資源を投入し、一人でも多くの人々を感染症の被害から守っていきます。海外では現在、インドネシア、マレーシア、タイ、ベトナム、ミャンマー、インド、メキシコの子会社で製造販売または販売

を行っており、2020年度にはミャンマーにおいて新工場が稼働する予定です。また、ヨーロッパ・中南米・アフリカ・中近東等の4ヶ国で技術指導による現地生産を行っており、世界約70ヶ国に及ぶ海外ネットワークを構築しております。

海外商品の研究開発は、日本以外にインドネシア、マレーシアの開発拠点で行っておりますが、現在インドネシアに新研究開発棟の建設を進めており、海外での研究開発をさらに強化していきます。

今後は、国内と海外子会社間の連携強化とグループ・シナジー効果を高めて海外事業の拡大と収益力の強化を図り、グローバルな競争力を持つ企業を目指してまいります。

(収益力と財務状況の改善)

当社グループの収益性を改善するために、国内外の開発、生産、営業の各部門において、商品アイテムの見直し、製造原価の低減、在庫の適正化、製品価値に基づいた適正価格での販売、広告宣伝費や販売推進費等のマーケティング費用を含めた販管費の効率的運用等の課題により一層取り組んでまいります。

(エステー株式会社との協業の推進)

当社はエステー株式会社と資本業務提携しております。営業・開発・生産・海外の各分野でそれぞれ課題を取り上げ、一定の成果を上げつつあります。引き続き業務提携の取り組みを通じて、業容拡大並びに企業価値及び株主共同利益の向上に努めてまいります。

(4) 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 68 期 (2016.4~2017.3)	第 69 期 (2017.4~2018.3)	第 70 期 (2018.4~2019.3)	第 71 期 (2019.4~2020.3) 当連結会計年度
売上高 (千円)	42,362,764	47,740,096	41,243,165	44,485,939
経常利益 (千円)	2,407,020	2,688,698	1,332,482	2,021,586
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	1,387,852	1,735,351	693,756	770,075
1株当たり当期純利益	99円83銭	123円10銭	42円09銭	46円72銭
総資産 (千円)	36,131,021	44,678,072	42,180,766	39,826,214
純資産 (千円)	9,731,150	17,664,008	17,028,338	17,165,599

(注) 当社は、2017年10月1日付で普通株式2株につき1株の割合で株式併合を行っております。第68期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当する事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
日 広 産 業 株 式 会 社	30,000千円	99.8%	家庭用品、園芸用品の製造
大 下 製 薬 株 式 会 社	10,000千円	85.0%	殺虫剤、家庭用品の製造
フマキラー・トータルシステム株式会社	160,000千円	50.0%	防疫剤の販売
P T . F U M A K I L L A I N D O N E S I A	10,758千米ドル	80.0%	殺虫剤の製造販売
F U M A K I L L A I N D I A P R I V A T E L I M I T E D	75,000千ルピー	99.9%	殺虫剤の販売
F U M A K I L L A A M E R I C A , S . A . D E C . V .	9,259千ペソ	99.9%	殺虫剤の販売
F u m a k i l l a A s i a S d n . B h d .	75,682千リギット	100.0%	東南アジアにおける間接所有 子会社の統括管理
F u m a k i l l a M a l a y s i a B h d .	40,647千リギット	99.7%	殺虫剤の製造販売
F u m a k i l l a V i e t n a m P t e . , L t d .	8,000千米ドル	100.0%	殺虫剤の製造販売
F u m a k i l l a (T h a i l a n d) L t d .	220,000千バーツ	100.0%	殺虫剤の製造販売
P T . F U M A K I L L A N O M O S	8,365千米ドル	100.0%	殺虫剤の製造販売

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(6) 企業集団の主要な事業内容

当社グループは、殺虫剤、家庭用品、園芸用品、防疫剤の製造販売を主な事業内容としております。

(7) 企業集団の主要拠点等

主要な営業所及び工場

【国内拠点】

① 当社

本店：東京都千代田区

支店：首都圏支店：東京都千代田区

中部支店：愛知県名古屋市

関西支店：大阪府吹田市

中四国支店：広島県広島市

九州支店：福岡県福岡市

工場：広島工場：広島県廿日市市

② 日広産業株式会社

本社工場：広島県広島市

③ 大下製薬株式会社

本社工場：広島県廿日市市

④ フマキラー・トータルシステム株式会社

本店：東京都千代田区

【海外拠点】

① PT.FUMAKILLA INDONESIA、PT.FUMAKILLA NOMOS：インドネシア

② FUMAKILLA INDIA PRIVATE LIMITED：インド

③ FUMAKILLA AMERICA,S.A.DE C.V.：メキシコ

④ Fumakilla Malaysia Bhd.、Fumakilla Asia Sdn.Bhd.：マレーシア

⑤ Fumakilla Vietnam Pte.,Ltd.：ベトナム

⑥ Fumakilla (Thailand) Ltd.：タイ

⑦ Vape Myanmar Limited.：ミャンマー

(8) 使用人の状況

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
3,049名	167名増

(注) 使用人数は就業員数であります。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前 事 業 年 度 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
223名	1名減	41.0歳	15.0年

(注) 使用人数は当社への受入出向者を含む就業員数であり、他社への出向者(28名)を含まず、また嘱託・パートタイマー170名(当事業年度中の平均在籍人員)も含めておりません。

(9) 主要な借入先及び借入額

借 入 先	借 入 残 高
	百万円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	3,570
株 式 会 社 広 島 銀 行	3,200
株 式 会 社 も み じ 銀 行	1,190
株 式 会 社 中 国 銀 行	850
株 式 会 社 四 国 銀 行	270
株 式 会 社 伊 予 銀 行	270
り そ な プ ル ダ ニ ア 銀 行	258

2. 会社の株式に関する事項（2020年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 40,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 16,490,000株
(自己株式7,565株を含む。)

(3) 株主数 12,747名

(4) 大株主（上位10名）

当社の大株主の状況は以下のとおりであります。

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
エ ス テ ー 株 式 会 社	1,728	10.49
公 益 財 団 法 人 大 下 財 団	1,327	8.05
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	672	4.08
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	580	3.52
株 式 会 社 広 島 銀 行	574	3.49
大 下 産 業 株 式 会 社	561	3.41
住 友 化 学 株 式 会 社	433	2.63
福 山 通 運 株 式 会 社	300	1.82
大 下 一 明	258	1.57
大 下 俊 明	231	1.40

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しています。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役（2020年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長 (代表取締役)	大 下 俊 明	大下産業(株)代表取締役社長
取締役社長 (代表取締役)	大 下 一 明	
取締役副社長 (代表取締役)	大 下 宜 生	国内営業本部長 国際本部長 Fumakilla Malaysia Bhd. 代表取締役副会長 Fumakilla Asia Sdn.Bhd. 代表取締役副会長
専務取締役	下 中 正 博	代表取締役副会長 Fumakilla Asia Sdn.Bhd. 代表取締役副会長
取締役	佐 々 木 高 範	管理本部長
取締役	井 上 裕 章	広島工場長兼生産本部長 日広産業(株)代表取締役専務 大下製薬(株)代表取締役社長
取締役	力 石 敬 三	国際副本部長 PT.FUMAKILLA NOMOS 代表取締役社長 Fumakilla (Thailand) Ltd. 代表取締役会長
取締役	村 元 俊 亮	国際副本部長 Fumakilla Vietnam Pte.,Ltd. 会長
取締役	山 崎 聡	開発本部長
取締役	松 井 幹 雄	
取締役	山 下 勝 也	
取締役	吉 島 亨	
常勤監査役	田 辺 由 來 夫	
監査役	嶋 田 洋 秀	
監査役	早 稲 田 幸 雄	早稲田公認会計士事務所公認会計士 (株)ジェイ・エム・エス社外監査役
監査役	菊 池 欣 也	

- (注) 1. 取締役山下勝也氏及び吉島亨氏は、社外取締役であります。
2. 監査役早稲田幸雄氏及び菊池欣也氏は、社外監査役であります。

3. 監査役早稲田幸雄氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役山下勝也氏並びに監査役早稲田幸雄氏、菊池欣也氏は、東京証券取引所が規定する独立役員であります。

(2) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等との兼職状況（他の法人等の業務執行者である場合）及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- ② 他の法人等の社外役員等の兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係
監査役早稲田幸雄氏は、(株)ジェイ・エム・エスの社外監査役であります。
当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 内 容
取 締 役	山 下 勝 也	当事業年度開催の取締役会14回のすべてに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取 締 役	吉 島 亨	2019年6月27日就任以降の当事業年度開催の取締役会11回のすべてに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	早 稲 田 幸 雄	当事業年度開催の取締役会14回、監査役会5回のすべてに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。
監 査 役	菊 池 欣 也	当事業年度開催の取締役会14回、監査役会5回のすべてに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	12名 (2)	242百万円 (8)
監 査 役 (うち社外監査役)	4 (2)	31 (10)
合 計	16	273

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬額は、2016年6月29日開催の第67期定時株主総会において、年額400百万円以内（うち社外取締役分年額30百万円以内）（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬額は、2000年6月29日開催の第51期定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。
4. 報酬等の額には当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額41百万円（取締役12名に対し39百万円（うち社外取締役2名に対し1百万円）、監査役4名に対し2百万円（うち社外監査役2名に対し0百万円））が含まれております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	43百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	43百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の重要な子会社のうち、PT.FUMAKILLA INDONESIA、Fumakilla Asia Sdn.Bhd.、Fumakilla Malaysia Bhd.、Fumakilla Vietnam Pte.,Ltd.、PT.FUMAKILLA NOMOSは当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けております。

3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条第1項各号に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の決定により、会計監査人の解任又は不再任に関する議題を株主総会に提案します。

(4) 会計監査人と締結している責任限定契約の内容の概要

該当する事項はありません。

5. 業務の適正を確保するための体制

当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・「フマキラー・グループ行動規範」をグループ全社員に配布し、当グループの経営理念・経営基本原則ならびに法令遵守等を周知徹底しております。
- ・当社は、「取締役会規程」に従い、経営に関する基本方針や重要案件、業績の状況、法令への対応等について討議・検討・決定するとともに、取締役の職務執行状況を監督する体制を整えております。
- ・取締役及び監査役の指名、報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化することを目的として、取締役会の下にその諮問機関として指名・報酬諮問委員会を設置しております。
- ・法令遵守については、「コンプライアンス規程」をはじめとする規範体系を明確にするとともに、コンプライアンス推進の組織体制強化として、全社的なコンプライアンス活動全般の最高責任者としてCCO（チーフコンプライアンスオフィサー）を設置しています。
- ・万一、法令遵守その他の面で疑義のある行為があった場合、社員が直接通報できる「内部通報窓口」を社内外に設置し、社員から通報があったときは、総合統括部や外部専門家および社内関連メンバーで構成する「コンプライアンス対策チーム」にて速やかに事実関係を調査する体制を構築しております。
- ・内部監査につきましては、内部監査部門の総合統括部が、適宜内部監査を行い、使用人の職務執行の適法性を評価する体制の構築に努めております。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の意思決定に関する議事録、稟議書等の記録については、社内規程に則り作成・保管を徹底し、閲覧可能な状態を維持しております。
- ・取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理が適切に行われるよう、「取締役会規程」にて、議事録の作成・保管に関する事項を定めております。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社は、「全社リスク管理基本方針」に基づき、事前に適切な対応策を準備し損失の危険を最小限にすべく、業務運営に係るあらゆるリスクについて適切に管理・対応できる体制の構築に努めております。
- ・取締役会において、グループを取り巻く外部経営環境の動向、内部経営活動の状況を分析し、これら分析結果やリスク把握に基づき、意思決定を行っております。
- ・内部監査部門の総合統括部が、適宜各部門・グループ会社の内部監査を行い、損失の危険を早期に発見することに努めております。
- ・万一、当社の経営に重要な影響を及ぼす恐れのある危機が発生した場合は、「危機管理基本規程」に従い、「危機管理対策本部」にてリスクの状況や対処方法等を検討することとしています。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・当社は、各部門・グループ会社について、その事業に精通した取締役を配置することにより、機動的・効率的運営、意思決定の迅速化に努めております。
- ・役員が参加する経営会議を原則として毎月開催し、迅速な意思決定に努めています。
- ・「職務分掌規程」及び「職務分掌細則」を定め、部門・部署に権限委譲を行い、速やかな意思決定と実行が可能となる体制としています。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・「親子会社の関係を定める規程／子会社管理規程」に、当社グループにおける子会社管理のポリシーについて定めています。当社は、このポリシーに基づき、子会社から月次の業績、財務状況その他重要な情報について報告を受け、子会社における業務の適正を確保するための体制の構築に努めております。
- ・内部監査部門による当社および子会社各社の内部統制監査において、財務報告に係る内部統制の有効かつ効率的な整備・運用および評価を行っております。
- ・総合統括部は当社及び子会社に対する監査を適宜行い、グループ会社における業務執行状況を調査できる体制を構築しています。
- ・「内部通報規程」に定める内部通報制度により、グループ会社社員からの相談・通報を受け付け、業務執行の適正を図るための体制の実効性を強化しております。
- ・子会社に対し、親会社から必要な人員を外向させる等、子会社における経営遂行の監督と援助ができる体制としています。

- (6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、ならびにその使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する当社の監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- ・ 監査役は監査補助人として総合統括部員を指揮下におくことができると定めています。また、総合統括部の編成・異動・人事評価に関しては監査役会の同意を得ることとしています。さらに、監査役からの監査に関わる総合統括部への指示事項は最優先で遂行しなければならないこととしています。
- (7) 当社の取締役及び使用人が当社の監査役会に報告をするための体制、その他当社の監査役への報告に関する体制、ならびに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な扱いを受けないことを確保するための体制
- ・ 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合、遅滞なく、監査役会に報告することとしております。
 - ・ 内部監査部門の総合統括部は、監査役から指揮命令のあった監査業務について監査結果を報告することを「内部監査規程」に定めております。
 - ・ 内部通報窓口を総合統括部内・監査役室に加え外部（弁護士）にも設置しております。また、内部通報制度の継続的な研修・周知を行い内部通報体制の強化を図っております。
 - ・ なお、当社は、当社及び子会社の役員・使用人等に対し、当社監査役に報告したことを理由として不利益な扱いを行うことを禁止しております。
- (8) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ・ 当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じることとしております。
- (9) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査役は取締役会やその他の会議に出席し、当社及びグループ経営上重要な業務の執行状況、営業成績、財産の状況等の報告を聴取するほか、決裁後の稟議書等、重要な文書を確認できる体制を整えております。
 - ・ 監査役は、必要に応じて弁護士、公認会計士等の外部専門家の意見を求めて相互認識と信頼関係を深めております。

(10) 反社会的勢力との関係遮断を図るための体制

- ・当社では、反社会的勢力排除に向けた取組みについて、「フマキラー・グループ行動規範」にて、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対し、毅然たる態度を取り利益を供しないことを宣言し、これを当社グループ全社員に周知徹底しております。
- ・また、平素より、反社会的勢力との関係を遮断するため、外部専門機関との連携、反社会的勢力に関する情報収集に努めております。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) コーポレートガバナンス体制

- ・当社は、コーポレートガバナンス強化の一環として、2019年6月27日開催の取締役会において指名・報酬諮問委員会を設置することを決議し、併せて社外取締役及び監査役6名の委員を選任致しました。
- ・指名・報酬諮問委員会は、取締役、監査役及び執行役員の指名・報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性等を強化することを目的とした審議を行っております。

(2) コンプライアンス体制

- ・当社の連結子会社のフマキラー・トータルシステム株式会社（以下FTS社という）の主力事業のシロアリ施工事業において、FTS社の元取締役が関与したと思われる不適切な疑いのある支払いが約33百万円あったことが判明したため、社内調査チームを設置し、本件の全容解明及び原因の究明並びに同種の事案の有無等について調査を行いました。調査の結果、FTS社においては、判明している事実以外に問題となるような取引や会計処理はなく、また、FTS社以外の連結子会社においても、同種の事案はありませんでした。社内調査チームからの下記の提言を踏まえ、再発防止に真摯に取り組んでおります。

- ① 不正のリスクを最小化するための業務プロセス、ITシステムの再構築。
- ② 親会社における業務管理の強化。
- ③ コンプライアンス啓発活動の拡充、内部通報制度の活用を周知徹底。

- ・コンプライアンス啓発活動の今期の主要な取り組みは以下になります。

- ① 社員を対象に年2回のコンプライアンス研修を実施しました。
- ② 当社事業部門および国内子会社ごとに「コンプライアンス推進リーダー」を選任し、事

業部門・子会社毎のコンプライアンス行動計画の立案及び遂行を行いました。

③ 社外にも通報窓口を設置し、内部通報体制の強化を図りました。

(3) リスク管理体制

- ・当社は、取締役会及び経営会議において、グループを取り巻く外部経営環境の動向や経営状況を分析し、リスクに対する意思決定を行っております。
- ・内部監査部門の総合統括部が、各部門・グループ会社の内部監査を行い、損失の危険を早期に発見することに努めております。

(4) 効率的な職務執行体制

- ・当社は、取締役会規程に基づき、取締役会を14回開催し、取締役の職務の執行状況を報告するとともに、取締役が相互に監督を行っています。
- ・このほかに、経営会議規程に基づき、原則月1回開催する経営会議を16回開催し、効率的でスピーディな経営に努めています。
- ・海外子会社の運営につきましては、海外戦略会議を年2回開催し、当社及び海外子会社の経営陣とで各国の経営環境や事業の状況等について議論し、今後の方針を決定しております。

(5) 監査役の監査体制

- ・当社の監査役会は、監査役会規程に基づき監査役会を5回開催し、監査に関する重要な事項について協議を行い決議しました。
- ・また、当社の取締役会及び経営会議、海外戦略会議等の重要な会議に出席し、当社及び子会社の業務の執行状況、営業成績、財産の状況等の報告を聴取するとともに、決裁後の稟議書等重要な文書を確認しております。
- ・なお、監査役の監査や監査役会の運営に必要な費用は予算化され、適切に手続きしております。
- ・監査役は海外現地法人を含む子会社の往査を行い必要な調査を行っています。

6. 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

- ・当社は、「ひとの命を守る。ひとの暮らしを守る。ひとを育む環境を守る。わたしたちは、世界中の人々がいつまでも安心して快適に暮らすことのできる社会づくりに貢献していきます。」という経営理念のもとで、中長期的な視点から経営を行い、グローバルな競争力を持つ企業として企業価値の向上に努めております。
- ・そのためには、当社がコア事業の殺虫剤、家庭用品、園芸用品において長年にわたり培ってきた生産・販売・技術の専門知識やノウハウ、経験をもとに、顧客満足度の高い高付加価値商品を積極的かつ継続的に開発することが必須条件であり、同時に国内及び海外の顧客・取引先等との長期的な関係構築が不可欠であります。
- ・こういった当社の事業特性を理解し長期的視野で当社の理念を実施していくことが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益につながるものと考え、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、上記の理念を実践する者でなければならないと考えております。
- ・当社といたしましては、公開企業である当社株式の売買は、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものと考えておりますが、当社及び当社グループの企業価値・株主共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者に対しては、必要かつ相当な措置を採ることにより、当社及び当社グループの企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保する必要があると考えております。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

- ・当社は1924年、当社の前身である大下回春堂の創立以来、殺虫剤を中心に園芸用品、家庭用品、業務用品へと事業領域を拡大し、日本のみならず世界中を舞台とするグローバル企業へと躍進を遂げてきました。現在、グループ会社として国内関係会社6社及び海外主要連結子会社8社（インドネシア2社、マレーシア、タイ、ベトナム、ミャンマー、インド、メキシコ）で製造販売または販売を行い、ヨーロッパ・中南米・アフリカ・中近東等の4ヶ国で技術指導による現地生産を行っており、世界約70ヶ国に及ぶ海外ネットワークを構築しております。
- ・当社及び当社のグループ会社（以下「当社グループ」といいます。）は、創立以来特に研究開発に注力し、世界初の専売特許殺虫剤「強力フマキラー液」に始まり、1963年には世界初の電気蚊取り「ベープ」、その後2000年には世界初の電池式蚊取り「どこでもベープ」、2008年には火も電気も水も使わない次世代蚊取り「おすだけベープ」を発売する等、斬新な発想による幾多の新価値創造型新製品を生み出してまいりました。
- ・特に、主力の殺虫剤においては、世界中で発生している害虫による感染症の脅威や外来種の危険な害虫に対して、これまでに培ってきた技術とノウハウを結集し、今までにない高効力を訴求した製品を開発するとともに、感染症の恐ろしさを伝える啓発活動にも取り組んでおります。

- ・また、ウイルス・細菌・アレルゲンなど暮らしの周りに潜む見えないリスクへの対策など、消費者の生活環境に適応した製品の提案を推進し、さらなる企業価値の向上に努めてまいります。
- ・当社は、当社グループの開発・生産・販売体制を整備し、国内と海外子会社間の連携強化とグループ・シナジー効果を高めて事業の拡大と収益力の改善を図り、グローバルな競争力を持つ企業を目指してまいります。
- ・このように当社の経営理念の継続的な実行により、当社の企業価値ないし株主共同の利益の最大化が実現され、当社の事業を構成する全てのステークホルダー（株主、顧客、従業員、社会等）に利益をもたらすものと考えております。
- ・また、当社は、経営の透明性及び効率性を確保し、ステークホルダーの期待に応え企業価値を増大させることがコーポレート・ガバナンスの基本であると考え、コーポレート・ガバナンスの強化を経営の重要課題の一つに位置付けております。

(3) 不適切な支配の防止のための取組み

- ・当社は、2018年5月16日の取締役会において、会社法施行規則第118条第3号に定める株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「本基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして、当社株式等に対する大規模買付行為への対応方針（以下、更新後の対応方針を「現プラン」といいます。）の改定及び継続について決議し、同年6月28日開催の第69期定時株主総会において現プランにつき株主の皆様のご承認をいただきました。
- ・現プランの有効期間は、2021年6月に開催予定の定時株主総会終結の時までとなっております。
- ・本プランは、大規模買付行為、すなわち特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株式等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式等の買付行為が行われる際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が適切に判断するために必要な情報や時間を確保し、当社株主の皆様が代わって当社経営陣が大規模買付者と交渉を行うこと等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の最大化に資することを目的とするものであります。
- ・大規模買付行為を行おうとする大規模買付者は、本プランに従い、大規模買付行為に先立ち、株主の皆様のご判断並びに当社取締役会による評価・検討等のために必要な情報を提供することが求められます。大規模買付者が本プランに定める手続を遵守しない場合や、大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものと認められる場合で、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、大規模買付者等所定の者による行使が原則として認められないとの行使条件等が付された新株予約権の無償割当てその他の措置を講じることにより、大規模買付行為に対抗します。

・本プランにおきましては、当社取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の合理性及び公正性を確保することを目的として独立委員会を設置しております。

・また、本プランにおきましては、当社取締役会は、対抗措置の発動の是非に関する独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとされております。

・その他本プランの詳細につきましては、当社ウェブサイト

(アドレス<https://www.fumakilla.co.jp/corporate/2018/05/h300516-bouei.pdf>)をご参照下さい。

(4) 上記の取組みについての取締役会の判断

・当社は、当社の支配権移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

・また、当社は、大規模買付行為が、本基本方針に合致し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に中長期的に資するものである限りにおいて、これを否定するものではありません。

・しかしながら、株式等の大規模買付行為の中には、株主の皆様が大規模買付行為の内容を検討し、また当社取締役会が株主の皆様へ代替案等を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損することが明白である濫用的なもの、株主の皆様へ当社の株式等の売却を事実上強制するおそれのあるもの等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも想定されます。

・当社取締役会は、こうした事情に鑑み、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が適切に判断するために必要な情報や時間を確保し、当社株主の皆様へ代わって当社経営陣が大規模買付者と交渉を行うこと等により、当社の企業価値ないし株主共同の利益の最大化に資するよう本プランを継続することとしました。上記の取組みは本基本方針に沿うものであり、また、当社の株主の共同の利益を損なうものではないと考えております。

・なお、本プランにおきましては、取締役会の恣意的な判断によって対抗措置が発動されることを防止するため、独立委員会を設置し、独立委員会の勧告を尊重して買収防衛策が発動されることが定められているほか、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されており、上記取組みは当社の取締役の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	26,863,588	流動負債	20,871,286
現金及び預金	6,281,773	支払手形及び買掛金	4,254,840
受取手形及び売掛金	12,026,983	電子記録債務	1,474,871
電子記録債権	205,033	短期借入金	9,904,672
商品及び製品	4,736,826	未払金	3,055,290
仕掛品	898,244	未払法人税等	375,122
原材料及び貯蔵品	1,909,521	賞与引当金	416,497
その他	805,987	役員賞与引当金	2,073
貸倒引当金	△782	売上割戻引当金	421,000
固定資産	12,962,625	返品調整引当金	637,032
有形固定資産	5,295,642	その他	329,885
建物及び構築物	1,599,957	固定負債	1,789,328
機械装置及び運搬具	1,658,474	繰延税金負債	579,823
工具・器具及び備品	204,793	退職給付に係る負債	480,759
土地	751,700	役員退職慰労引当金	532,767
リース資産	58,624	その他	195,977
使用権資産	416,141	負債合計	22,660,614
建設仮勘定	605,950	(純資産の部)	
無形固定資産	1,748,718	株主資本	14,953,950
のれん	743,703	資本金	3,698,680
商標権	617,280	資本剰余金	4,797,107
その他	387,735	利益剰余金	6,464,170
投資その他の資産	5,918,264	自己株式	△6,007
投資有価証券	5,410,488	その他の包括利益累計額	1,148,142
繰延税金資産	165,360	その他有価証券評価差額金	1,654,685
退職給付に係る資産	37,816	為替換算調整勘定	△433,882
その他	438,662	退職給付に係る調整累計額	△72,660
貸倒引当金	△134,063	非支配株主持分	1,063,506
資産合計	39,826,214	純資産合計	17,165,599
		負債・純資産合計	39,826,214

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上		44,485,939
売上原価		31,391,482
売上総利益		13,094,457
返品調整引当金戻入		630,794
返品調整引当金繰入		637,032
差引売上総利益		13,088,219
販売費及び一般管理費		11,302,535
営業利益		1,785,683
営業外収当	203,460	
受取利息及び配当	36,818	
不動産賃貸収	67,093	
技術指	13,991	
為替差	99,720	421,083
営業外費用		
支払利息	60,905	
売上割	86,219	
その他	38,055	185,180
経常利益		2,021,586
特別利益	11,433	11,433
特別損失		
固定資産売却損	30,973	
投資有価証券評価損	2,758	
投資有価証券売却損	1,714	
関係会社株式評価損	9,726	
減損	38,000	
投資損失引当金繰入	2,267	
その他	604	86,044
税金等調整前当期純利益		1,946,975
法人税、住民税及び事業税	793,494	
法人税等調整額	119,460	912,954
当期純利益		1,034,020
非支配株主に帰属する当期純利益		263,944
親会社株主に帰属する当期純利益		770,075

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	3,698,680	4,797,103	6,159,494	△5,379	14,649,898
会計方針の変更による 累積的影響額			△36,843		△36,843
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	3,698,680	4,797,103	6,122,651	△5,379	14,613,054
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△428,556		△428,556
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			770,075		770,075
自 己 株 式 の 取 得				△640	△640
自 己 株 式 の 処 分		4		12	16
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	4	341,519	△627	340,895
当 期 末 残 高	3,698,680	4,797,107	6,464,170	△6,007	14,953,950

(単位：千円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証 券評価差額金	為 替 換 算 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利 益累計額合計		
当 期 首 残 高	2,059,882	△508,004	△41,098	1,510,779	867,661	17,028,338
会計方針の変更による 累積的影響額						△36,843
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	2,059,882	△508,004	△41,098	1,510,779	867,661	16,991,495
連結会計年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当						△428,556
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益						770,075
自 己 株 式 の 取 得						△640
自 己 株 式 の 処 分						16
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△405,197	74,121	△31,561	△362,637	195,845	△166,791
連結会計年度中の変動額合計	△405,197	74,121	△31,561	△362,637	195,845	174,104
当 期 末 残 高	1,654,685	△433,882	△72,660	1,148,142	1,063,506	17,165,599

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記】

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 15社

主要な連結子会社の名称 日広産業株式会社、フマキラー・トータルシステム株式会社、大下製薬株式会社、PT. FUMAKILLA INDONESIA、FUMAKILLA INDIA PRIVATE LIMITED、FUMAKILLA AMERICA,S.A.DE C.V.、Fumakilla Asia Sdn.Bhd.、Fumakilla Malaysia Bhd.、Fumakilla Vietnam Pte.,Ltd.、Fumakilla (Thailand) Ltd.、PT. FUMAKILLA NOMOS

非連結子会社の数 4社

非連結子会社の名称 FUMAKILLA QUIMICA BRASIL LTDA.他3社
(連結の範囲から除いた理由)

FUMAKILLA QUIMICA BRASIL LTDA.他3社は、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)は僅少で、連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性が乏しいため、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の名称等

(非連結子会社) FUMAKILLA QUIMICA BRASIL LTDA.他3社

(関連会社) 大下産業株式会社、PT.OSIMO INDONESIA、他2社

上記持分法を適用していない非連結子会社または関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法の適用から除外しています。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度は、12月31日を決算日としている海外子会社(12社)を除き、親会社と同じであります。連結計算書類の作成に当たっては、12月31日を決算日としている子会社においては、同日現在の計算書類を使用し連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの 連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの 移動平均法による原価法

- ② たな卸資産
 貯蔵品を除くたな卸資産 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
 貯蔵品 最終仕入原価法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産（リース資産を除く）
 主として定率法によっております。ただし1998年4月1日以降取得の建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降取得の建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
 また、在外連結子会社は、主として定額法を採用しています。
 なお、主な耐用年数は、建物及び構築物が3年～50年、機械装置及び運搬具は2年～11年であります。
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
 定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
 商標権 7～20年
- ③ リース資産
 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産について、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金
 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 役員賞与引当金
 役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。
- ③ 賞与引当金
 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。
- ④ 売上割戻引当金
 販売した製商品の将来発生する売上割戻に備えるため、割戻対象となる売上高に直近の実績をもととして計算した割戻率を乗じて計上しております。
- ⑤ 返品調整引当金
 返品による損失に備えるため、返品率及び売買利益率等の実績をもとに必要額を計上しております。
- ⑥ 役員退職慰労引当金
 役員の退職金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- ⑦ 投資損失引当金
 子会社株式等への投資に係る損失に備えて、財政状態及び将来の回復可能性等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産、負債、収益及び費用は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は、純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

② のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、その効果の発現する期間を個別に見積もり、20年以内の合理的な年数で均等償却することとしております。ただし、のれんの金額が僅少の場合には発生年度に全額償却することとしております。

③ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

【会計方針の変更に関する注記】

当社の在外連結子会社は、当連結会計年度よりIFRS第16号「リース」を適用しております。

これに伴い、借手のリース取引については、原則としてすべてのリースについて使用権資産およびリース債務を認識するとともに、使用権資産の減価償却費とリース債務に係る支払利息を計上しております。本基準の適用にあたっては、経過措置として認められている本基準の適用による累積的影響を適用開始日に認識する方法を採用しております。

この結果、当連結会計年度末の連結貸借対照表において、有形固定資産の「使用権資産(純額)」が416,141千円増加、無形固定資産の「その他」が250,842千円減少、流動負債の「リース債務」が85,964千円増加、固定負債の「リース債務」が118,957千円増加、「その他」が20,753千円減少、利益剰余金が38,591千円減少しております。

なお、従来無形固定資産の「その他」に含めて記載しておりました借地権250,842千円につきましては、当連結会計年度より「使用権資産(純額)」に含めて記載しております。

また、この変更による当連結会計年度の連結損益計算書及び1株当たり情報に与える影響は軽微であります。

【連結貸借対照表に関する注記】

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産	建物	9,182千円
	土地	29,475千円
	計	38,657千円

上記に対応する債務はありません。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 13,637,385千円

(3) 受取手形割引高 52,918千円

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 16,490,000株

(2) 当連結会計年度に行った剰余金の配当

① 当連結会計年度に行った剰余金の配当

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	428,556	26	2019年3月31日	2019年6月28日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	329,648	20	2020年3月31日	2020年6月29日

(注) 2020年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を上記のとおり提案しております。

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行借入による方針です。なお、デリバティブ取引については、現在利用していません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社グループの営業管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を毎期、把握する体制としています。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金と電子記録債務、並びに未払金は、1年以内の支払期日です。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、金利の変動リスクがありますが、短期の支払期日のみであります。

なお、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成する等の方法により流動性リスクを管理しています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日（当連結会計年度末日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	6,281,773	6,281,773	－
(2) 受取手形及び売掛金	12,026,983	12,026,983	－
(3) 電子記録債権	205,033	205,033	－
(4) 投資有価証券	4,531,135	4,531,135	－
資産合計	23,044,926	23,044,926	－
(1) 支払手形及び買掛金	4,254,840	4,254,840	－
(2) 電子記録債務	1,474,871	1,474,871	－
(3) 短期借入金	9,904,672	9,904,672	－
(4) 未払金	3,055,290	3,055,290	－
負債合計	18,689,674	18,689,674	－

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券取引に関する事項
資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金及び(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(4) 投資有価証券

時価については、取引所の価格によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 電子記録債務、(3) 短期借入金及び(4) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	879,353

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額並びに有利子負債の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超
(1) 現金及び預金	6,281,773	—	—	—
(2) 受取手形及び売掛金	12,026,983	—	—	—
(3) 電子記録債権	205,033	—	—	—
(4) 投資有価証券	—	—	—	—
金銭債権及び満期のある 有価証券合計	18,513,791	—	—	—
(1) 短期借入金	9,904,672	—	—	—
有利子負債合計	9,904,672	—	—	—

【1株当たり情報に関する注記】

(1) 1株当たり純資産額 976円92銭
(2) 1株当たり当期純利益 46円72銭

【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	16,826,939	流動負債	16,824,168
現金及び預金	1,919,842	支払手形	370,431
受取手形	255,425	買掛金	2,271,019
売掛金	8,496,278	電子記録債権	1,490,778
電子記録債権	168,173	短期借入金	9,620,000
商品及び製品	3,355,450	リース債権	4,129
仕掛品	808,847	未払金	1,622,870
原材料及び貯蔵品	1,119,741	未払法人税等	89,566
前渡金	4,617	前受金	8,799
前払費用	101,972	預り金	21,692
未収入金	572,311	賞与引当金	208,301
その他の金	26,550	売上割戻引当金	421,000
貸倒引当金	△2,272	返品調整引当金	637,032
固定資産	15,534,032	設備関係等支払手形	58,542
有形固定資産	2,459,268	繰延税金負債	5
建物	730,376	繰延税金負債	250,723
構築物	118,244	役員退職慰労引当金	492,806
機械及び装置	509,888	リース債権	13,585
車両及び運搬具	23,909	預り保証金	21,062
工具・器具及び備品	156,493	資産除去債	9,870
土地	592,288	負債合計	17,612,217
リース資産	17,715	(純資産の部)	
建設仮勘定	310,351	株主資本	13,094,068
無形固定資産	186,827	資本金	3,698,680
商標	767	資本剰余金	5,585,051
電話加入権	5,943	資本準備金	600,678
ソフトウェア	180,116	その他の資本剰余金	4,984,373
投資その他の資産	12,887,936	利益剰余金	3,816,345
投資有価証券	4,643,528	その他の利益剰余金	3,816,345
関係会社株	8,046,718	固定資産圧縮積立金	1,481
長期前払費用	21,034	別途積立金	3,540,000
前払年金費用	113,391	繰越利益剰余金	274,863
その他の金	84,497	自己株式	△6,007
貸倒引当金	△21,233	評価・換算差額等	1,654,685
資産合計	32,360,971	その他有価証券評価差額金	1,654,685
		純資産合計	14,748,754
		負債・純資産合計	32,360,971

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	21,887,155
売上原価	15,873,914
売上総利益	6,013,241
返品調整引当金戻入	630,794
返品調整引当金繰入	637,032
差引売上総利益	6,007,003
販売費及び一般管理費	6,435,512
営業外損失	428,508
営業外収益	
受取利息及び配当金	591,237
不動産賃貸料	34,423
技術指導収入	316,261
その他の収入	47,835
営業外費用	
支払利息	30,153
売上割引	85,845
その他の費用	13,808
経常利益	431,442
特別損失	
固定資産除売却損	28,404
投資有価証券評価損	2,758
投資有価証券売却損	1,714
関係会社株式評価損	9,726
減損	38,000
投資損失引当金繰入額	2,267
税引前当期純利益	82,870
法人税、住民税及び事業税	79,543
法人税等調整額	142,378
当期純利益	126,649

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資 準 備 金	そ の 他 資 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計	そ の 他 利 益 剰 余 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計
当 期 首 残 高	3,698,680	600,678	4,984,368	5,585,047	2,410	3,540,000	575,841	4,118,251
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当							△428,556	△428,556
当 期 純 利 益							126,649	126,649
固定資産圧縮積立金の取崩					△928		928	-
自己株式の取得								
自己株式の処分				4				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当 期 変 動 額 合 計	-	-	4	4	△928	-	△300,978	△301,906
当 期 末 残 高	3,698,680	600,678	4,984,373	5,585,051	1,481	3,540,000	274,863	3,816,345

(単位：千円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△5,379	13,396,599	2,059,882	2,059,882	15,456,482
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△428,556			△428,556
当 期 純 利 益		126,649			126,649
固定資産圧縮積立金の取崩			-		-
自己株式の取得	△640	△640			△640
自己株式の処分	12	16			16
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△405,197	△405,197	△405,197
当 期 変 動 額 合 計	△627	△302,530	△405,197	△405,197	△707,728
当 期 末 残 高	△6,007	13,094,068	1,654,685	1,654,685	14,748,754

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

【重要な会計方針に係る事項】

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

関係会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの 移動平均法による原価法

② たな卸資産

貯蔵品を除くたな卸資産 総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品 最終仕入原価法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし1998年4月1日以降取得の建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得の建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産について、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

③ 売上割戻引当金

販売した製商品の将来発生する売上割戻に備えるものであって、割戻対象となる売上高に直近の実績をもととして計算した割戻率を乗じて計上しております。

- ④ 返品調整引当金 返品による損失に備えるため、返品率及び売買利益率等の実績をもとに必要額を計上しております。
- ⑤ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、当事業年度末においては、年金資産の額が退職給付債務に未認識数理計算上の差異を加減した額を超えているため、前払年金費用として貸借対照表に計上しております。
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。
未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。
- ⑥ 役員退職慰労引当金 役員の退職金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- ⑦ 投資損失引当金 子会社株式等への投資に係る損失に備えて、財政状態及び将来の回復可能性等を勘案して必要と認められる額を計上しております。
- (4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- ① 外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、為替予約等の振当処理の対象となっている外貨建金銭債権債務については、当該為替予約等の円貨額に換算しております。
- ② 消費税等の会計処理方法
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

【貸借対照表に関する注記】

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	11,363,692千円
(2) 保証債務	
銀行借入金に対する保証債務 PT. FUMAKILLA NOMOS	217,660千円
(3) 関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	1,017,398千円
短期金銭債務	450,151千円
長期金銭債務	2,500千円
(4) 受取手形割引高	52,918千円

【損益計算書に関する注記】

関係会社との取引高

営業取引

売上高

2,210,726千円

仕入高

2,720,421千円

営業費用

61,572千円

営業取引以外の取引高

756,802千円

【株主資本等変動計算書に関する注記】

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	7千株	0千株	0千株	7千株

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

自己株式の数の減少は、自己株式の処分によるものであります。

【税効果会計に関する注記】

(1) 繰延税金資産の発生 of 主な原因

賞与引当金

63,448千円

未払値引

100,823千円

製品評価損

115,535千円

売上割戻引当金

128,237千円

役員退職慰労引当金

150,109千円

投資有価証券評価損

57,636千円

関係会社株式評価損

52,472千円

返品調整引当金超過額

111,310千円

税務上の繰越欠損金

95,454千円

その他

67,830千円

小計

942,855千円

将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額

462,053千円

繰延税金資産合計

480,801千円

(2) 繰延税金負債の発生 of 主な原因

前払年金費用

34,539千円

その他有価証券評価差額金

695,122千円

その他

1,863千円

繰延税金負債合計

731,525千円

繰延税金負債の純額

250,723千円

【関連当事者との取引に関する注記】

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
			役員等の兼任	関連当事者との関係				
子会社	PT.FUMAKILLA INDONESIA	所直 有接 80.0%	3名	技術援助契約の締結	技術指導料の受取り	157,254	未収入金	198,646

取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

技術指導料の受取りにつきましては、技術援助契約を基礎として決定しております。

【1株当たり情報に関する注記】

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 894円82銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 7円68銭 |

【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月21日

フマキラー株式会社
取締役会 御中

有限責任あずさ監査法人
広島事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 永田 篤 ⑩
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大江 友樹 ⑩

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、フマキラー株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フマキラー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに

入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2020年5月21日

フマキラー株式会社
取締役会 御中

有限責任あずさ監査法人
広島事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 永田 篤 (印)

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大江 友樹 (印)

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、フマキラー株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第71期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門である総合統括部及びその他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、定期的にまた必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。重要な国内外の子会社に対しては往査を行い、業務の執行状況を調査しました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月22日

フマキラー株式会社 監査役会

監査役(常勤) 田 辺 由來夫 ⑩

監 査 役 嶋 田 洋 秀 ⑩

社外監査役 早稲田 幸 雄 ⑩

社外監査役 菊 池 欣 也 ⑩

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. その他の剰余金の処分に関する事項

株主の皆様への安定的かつ継続的な配当を実施するため、別途積立金の取崩しについてご承認をお願いするものです。

① 減少する剰余金の項目とその額

別途積立金	200,000,000円
-------	--------------

② 増加する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金	200,000,000円
---------	--------------

2. 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要政策のひとつとして位置づけ、安定的かつ継続的な利益還元を基本としながら、将来の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおり第71期の期末配当をさせていただきたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金20円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は329,648,700円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月29日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- ① 今後の事業展開の促進及び経営基盤の充実強化に備えるとともに、社外取締役を増員することによって、取締役会の経営監督機能の強化を図るため、取締役の員数を13名以内から17名以内に4名増員するものであります。
- ② 取締役及び監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、また、有用な人材の招聘を継続的にできるようにするため、責任限定契約を締結できる取締役及び監査役の範囲を見直し、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役とも責任限定契約を締結できるようにするものであります。なお、定款第29条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(員数) 第20条 当社の取締役は、<u>13</u>名以内とする。 (取締役の責任免除) 第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外</u>取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>(員数) 第20条 当社の取締役は、<u>17</u>名以内とする。 (取締役の責任免除) 第29条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(<u>業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第38条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外</u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、300万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第38条 （現行どおり）</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、300万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>

第3号議案 取締役16名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役12名全員の任期が満了になります。今後の事業展開の促進及び経営基盤の充実強化に備えるとともに、コーポレート・ガバナンスの強化を図るため、第2号議案の承認可決を条件として、取締役16名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1	おお しま とし あき 大 下 俊 明 (1948年10月16日)	1978年2月 当社監査役 1983年10月 大下産業株式会社代表取締役社長 現在に至る 1991年2月 当社代表取締役社長 2005年4月 当社代表取締役会長 2018年6月 当社取締役会長 2018年8月 当社代表取締役会長 現在に至る	231,000株
【取締役候補者とした理由】 大下俊明氏は、1991年から代表取締役社長として、また2005年から代表取締役会長として長年にわたり当社の経営に携わっており、その豊富な知見とリーダーシップにより当社の企業価値の向上とコーポレートガバナンス強化に寄与することができると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。			
【特別の利害関係】 大下俊明氏は、大下産業株式会社の代表取締役社長を兼務し、同社は当社の仕入先であります。			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
2	おお しま かず あき 大 下 一 明 (1958年5月16日)	1984年4月 当社入社 1998年4月 当社営業本部長 1998年6月 当社取締役営業本部長 2000年6月 当社常務取締役営業本部長 2001年6月 当社代表取締役常務取締役 2002年12月 当社代表取締役常務取締役 営業本部長 2004年6月 当社代表取締役副社長 営業本部長 2005年4月 当社代表取締役社長 営業本部長 2008年4月 当社代表取締役社長 2012年4月 当社代表取締役社長 営業本部長 2012年9月 当社代表取締役社長 現在に至る	258,291株
【取締役候補者とした理由】 大下一明氏は、長年にわたり当社の経営に携わり、2005年から当社代表取締役社長として経営を担っております。その豊富な知見とリーダーシップにより当社の企業価値の向上とコーポレートガバナンス強化に寄与することができると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。			
【特別の利害関係】 大下一明氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
3	おお しも のり お 大 下 宜 生 (1973年6月14日)	2000年11月 大王製紙株式会社入社 2012年12月 同社退社 2013年4月 当社入社 2013年12月 当社東京支店 部長 2014年4月 当社東京支店長 2014年5月 当社営業副本部長 兼 東京支店長 2014年6月 当社取締役営業副本部長 兼 東京支店長 2016年6月 当社常務取締役営業副本部長 兼 東京支店長 2017年7月 当社取締役副社長 2018年6月 当社代表取締役副社長 2019年5月 当社代表取締役副社長 国内営業本部長 現在に至る	24,887株
【取締役候補者とした理由】 大下宜生氏は、国内営業を主とした経営全般にわたる豊富な経験と高度な見識を活かし、経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督の役割を期待し、引き続き取締役候補者といたしました。			
【特別の利害関係】 大下宜生氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。			

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
4	しも なか まさ ひろ 下 中 正 博 (1954年7月19日)	1977年4月 当社入社 1999年7月 当社海外事業部長 2000年6月 当社取締役海外本部長 2012年7月 当社取締役海外事業部管掌 2012年11月 Fumakilla Malaysia Bhd. 代表取締役社長 Fumakilla Asia Sdn.Bhd. 代表取締役社長 2015年4月 当社常務取締役海外事業部管掌 2016年1月 当社常務取締役 2017年2月 当社常務取締役国際副本部長 2018年5月 当社常務取締役国際本部長 2018年6月 当社専務取締役国際本部長 現在に至る 2019年1月 Fumakilla Malaysia Bhd. 代表取締役副会長 現在に至る Fumakilla Asia Sdn.Bhd. 代表取締役副会長 現在に至る	19,570株
【取締役候補者とした理由】 下中正博氏は、長年にわたり海外事業担当役員としてまた海外子会社の経営者として経営に携わり、取締役としての職責を果たしています。同氏のこれまでの豊富な経験と実績が当社の経営に活かされ、優れた経営手腕を発揮されることを期待して、引き続き取締役候補者といたしました。			
【特別の利害関係】 下中正博氏は、Fumakilla Malaysia Bhd.の代表取締役副会長を兼務し、同社は当社の販売先であります。			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
5	かとう たか ひこ 加藤 孝彦 (1961年12月5日)	1985年4月 エステー化学株式会社(現 エステー株式会社)入社 2007年4月 同社 執行役 東京支店長 2008年4月 同社 執行役 営業副本部長 兼 東京支店長 2008年10月 同社 執行役 営業本部長 2010年4月 同社 常務執行役 営業本部長 2012年4月 同社 常務執行役 営業部門支店営業 統括本部長 2013年4月 同社 常務執行役 営業部門担当 2013年10月 同社 常務執行役 関連会社統括担当 兼 エステートレーディング株式会社 代表取締役社長 2014年4月 エステートレーディング株式会社 代表取締役社長 兼 エステーオート 株式会社代表取締役社長 2014年12月 エステートレーディング株式会社 代表取締役社長 2020年3月 同社 退職 2020年4月 当社入社 常務執行役員 国内営業管掌 現在に至る	一株
【取締役候補者とした理由】 加藤孝彦氏は、これまでエステー株式会社において営業幹部として国内営業を長く経験されており、また同社の子会社の経営者として豊富な経験と実績を有しています。同氏の経験と知識、能力を活かし、当社の経営の重要事項の決定や業務執行の監督の役割を担うことを期待して、取締役候補者いたしました。			
【特別の利害関係】 加藤孝彦氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。			

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
6	井上裕章 (1965年9月19日)	1988年4月 当社入社 2005年4月 当社開発研究部長 2011年11月 当社生産副本部長 2012年5月 当社生産本部長 2013年5月 日広産業株式会社 代表取締役専務 現在に至る 大下製薬株式会社 代表取締役専務 2013年6月 当社取締役広島工場長 兼 生産本部長 現在に至る 2017年5月 大下製薬株式会社 代表取締役社長 現在に至る	11,122株
<p>【取締役候補者とした理由】 井上裕章氏は、生産部門の担当役員として経営に携わっており、取締役としての職責を果たしています。同氏のこれまでの豊富な経験と実績が当社の経営に活かされ、優れた経営手腕を発揮されることを期待して、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			
<p>【特別の利害関係】 井上裕章氏は、日広産業株式会社の代表取締役専務及び大下製薬株式会社の代表取締役社長を兼務し、両社は当社の仕入先であります。</p>			
7	力石敬三 (1955年3月8日)	1978年4月 ユニチャーム株式会社入社 2004年6月 株式会社CFSコーポレーション入社 2008年3月 エステー株式会社入社 2013年4月 当社入社 海外事業部付部長 2013年10月 PT. FUMAKILLA NOMOS 代表取締役社長 現在に至る 2015年6月 当社取締役 2018年3月 Fumakilla (Thailand) Ltd. 代表取締役会長 現在に至る 2018年5月 当社取締役国際副本部長 現在に至る	3,998株
<p>【取締役候補者とした理由】 力石敬三氏は、他の企業において海外勤務の経験が長く、当社でもインドネシア現地法人の子会社の代表職を務める等、長年にわたり海外事業に携わっています。同氏のこれまでの豊富な経験と実績が当社の経営に活かされ、優れた経営手腕を発揮されることを期待して、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			
<p>【特別の利害関係】 力石敬三氏は、PT. FUMAKILLA NOMOSの代表取締役社長及びFumakilla (Thailand) Ltd.の代表取締役会長を兼務し、両社は当社の仕入先であります。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
8	村元俊亮 (1970年11月2日)	1999年6月 当社入社 2009年11月 当社総合統括部 次長 2011年7月 FUMAKILLA INDIA PRIVATE LIMITED 営業・マーケティング部長 2013年7月 Fumakilla Vietnam Pte.,Ltd.社長 2015年6月 当社取締役 2017年2月 当社取締役国際企画部長 2018年5月 当社取締役国際副本部長兼国際企画部長 現在に至る 2020年1月 Fumakilla Vietnam Pte.,Ltd.会長 現在に至る	6,426株
<p>【取締役候補者とした理由】 村元俊亮氏は、海外子会社のベトナム現地法人の社長を務める等、長年にわたり海外事業に携わっており、取締役としての職責を果たしています。同氏のこれまでの豊富な経験と実績が当社の経営に活かされ、優れた経営手腕を発揮されることを期待して、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			
<p>【特別の利害関係】 村元俊亮氏は、Fumakilla Vietnam Pte.,Ltd.の会長を兼務し、同社は当社の販売先であります。</p>			
9	郷原和哉 (1956年2月3日)	1979年4月 エステー化学工業株式会社(現 エステー株式会社)入社 2004年12月 同社 コーポレートスタッフ部門 財務グループマネージャー 2007年4月 同社 監査グループマネージャー 2012年9月 同社 経営管理部門 人事・総務グループマネージャー 2018年4月 同社 経営管理部門 嘱託 2019年12月 同社 退職 2020年1月 当社入社 執行役員管理本部副本部長兼 業務部長 現在に至る	一株
<p>【取締役候補者とした理由】 郷原和哉氏は、エステー株式会社において経営管理・人事・財務の部門の担当幹部として経営に携わっており、これまでの豊富な経験とコンプライアンス推進における能力と知見が当社の経営に活かされると判断し、取締役候補者いたしました。</p>			
<p>【特別の利害関係】 郷原和哉氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
10	山崎 聡 (1969年2月27日)	1992年4月 当社入社 2011年11月 当社開発研究部長 2012年11月 Fumakilla Malaysia Bhd. 取締役 2013年12月 当社海外開発研究部部長 2015年1月 Fumakilla Malaysia Bhd. 副社長 2016年6月 当社取締役開発本部長兼開発研究部長 2016年11月 当社取締役開発本部長 2018年7月 当社取締役開発本部長兼開発研究部長 現在に至る	1,596株
【取締役候補者とした理由】 山崎聡氏は、国内・海外の開発部門において豊富な経験を有するとともに、海外子会社のマレーシア現地法人の副社長も経験し、取締役としての職責を果たしています。同氏のこれまでの豊富な経験と実績が当社の経営に活かされ、優れた経営手腕を発揮されることを期待して、引き続き取締役候補者いたしました。			
【特別の利害関係】 山崎聡氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。			
11	中野 佳信 (1949年5月23日)	1972年4月 稲畑産業株式会社入社 1999年6月 同社取締役 2003年6月 同社取締役常務執行役員 2010年6月 同社代表取締役専務執行役員 2016年6月 当社社外取締役 2017年6月 扶桑化学工業株式会社取締役 2018年6月 当社社外取締役退任 扶桑化学工業株式会社代表取締役社長	一株
【社外取締役候補者とした理由】 中野佳信氏は、他の企業の代表取締役や役員としての豊富な経験と実績を有しており、独立・公正な立場から当社の業務執行の監督等の役割を果たしていただけると判断し、社外取締役候補者いたしました。なお、同氏は過去に当社の社外取締役であったことがあります。			
【特別の利害関係】 中野佳信氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
12	やま した かつ なり 也 山下 勝也 (1945年8月8日)	1968年4月 三井石油化学工業株式会社(現 三井化学株式会社) 入社	1,500株
		2005年6月 同社常務執行役員	
		2007年4月 エムシービジネスサポート株式会社 代表取締役社長	
		2010年4月 国立大学法人筑波大学監事	
		2015年6月 当社社外取締役 現在に至る	
	【社外取締役候補者とした理由】 山下勝也氏は、他の企業の代表取締役や役員としての豊富な経験と実績を有しており、社外取締役として、独立・公正な立場から当社の業務執行の監督等の役割を適切に果たしております。また、指名・報酬諮問委員会の委員長を務め、決定手続きの透明性と客観性を高めています。以上から、社外取締役として適任であると判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。		
	【特別の利害関係】 山下勝也氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。		

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
13	くに 国 とみ 富 じゅん 純 (1951年5月12日)	1975年3月 株式会社ジェイ・エム・エス入社 1984年8月 同社中央研究所第六研究室室長 1985年12月 JMS Singapore Pte Ltd 出向 (取締役工場長) 1993年4月 株式会社ジェイ・エム・エス出雲工場 製造本部部長代理 1994年6月 同社営業本部貿易部部长 1996年4月 JMS Singapore Pte Ltd 出向 (取締役社長) 2000年7月 株式会社ジェイ・エム・エス執行役員 営業統括副部长 2001年6月 同社取締役 営業統括責任者 2005年6月 同社取締役 海外事業統括部長 2011年6月 同社取締役 生産統括部長 2017年6月 同社取締役 生産本部長 兼 ブラッドマネジメント・セルセラ ピービジネスユニット (BCT-BU) 統括部長 2019年6月 同社常務理事 BCT-BU統括部長 兼 生産本部BPS推進担当 2020年4月 同社顧問 現在に至る	一株
【社外取締役候補者とした理由】 国富純氏は、株式会社ジェイ・エム・エスにおいて海外、生産部門を中心に役員としての幅広い経験と実績を有しており、取締役会等の場で、独立・公正な立場から当社の業務執行の監督等の役割を果たしていただけると判断し、社外取締役候補者といたしました。			
【特別の利害関係】 国富純氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
14	たけいやすとし 武井康年 (1951年4月2日)	1979年4月 弁護士登録 現在に至る 2005年6月 広島ガス株式会社社外監査役 2011年6月 株式会社広島銀行社外監査役 2011年7月 弁護士法人広島総合法律事務所所長 弁護士 2020年1月 弁護士法人広島総合法律会計事務所 弁護士 現在に至る	一株
	【社外取締役候補者とした理由】 武井康年氏は、弁護士としての豊富な経験、幅広い知識と高い見識を活かして、取締役会等の場で、独立・公正な立場から当社の業務執行の監督等の役割を果たしていただけると判断し、社外取締役候補者といたしました。		
	【特別の利害関係】 武井康年氏は弁護士であり、2012年6月から2020年5月まで当社から顧問契約に基づく報酬を受けておりましたが、報酬は当社売上高に対して僅少であります。また、当社は同氏が所属する法律事務所の他の弁護士と顧問契約を締結しておりますが、当社と同事務所との間に顧問契約はありません。		
15	みやけとしこ 三宅稔子 (1980年9月17日)	2013年12月 弁護士登録 現在に至る 2015年4月 小森法律事務所弁護士 現在に至る	一株
	【社外取締役候補者とした理由】 三宅稔子氏は、弁護士としての豊富な経験、幅広い知識と高い見識を活かして、取締役会等の場で、独立・公正な立場から当社の業務執行の監督等の役割を果たしていただけると判断し、社外取締役候補者といたしました。		
	【特別の利害関係】 三宅稔子氏は2019年6月から2020年5月まで外部弁護士として当社の内部通報窓口を担当し、外部機関としての業務委任契約に基づく報酬を受けておりましたが、報酬は当社売上高に対して僅少であります。また当社は同氏が所属する法律事務所の他の弁護士と業務委任契約を締結しておりますが、当社と同事務所との間に顧問契約はありません。		

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
16	よし 吉 じま 島 とおる 亨 (1957年12月2日)	1981年4月 大下産業株式会社入社 1992年10月 同社取締役業務部長 2004年10月 同社常務取締役 2014年8月 同社非常勤顧問 現在に至る 2019年6月 当社社外取締役 現在に至る	一株
	【社外取締役候補者とした理由】 吉島亨氏は、他の企業の役員として豊富な経験と実績を有しております。同氏の経験や見識を当社の経営に活かし、公正な立場から当社の業務執行の監督等の役割を果たしていただけると判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。		
	【特別の利害関係】 吉島亨氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。		

- (注) 1. 加藤孝彦氏、郷原和哉氏は、新任の取締役候補者であります。
2. 山下勝也氏、吉島亨氏は社外取締役候補者であり、また、中野佳信氏、国富純氏、武井康年氏、三宅稔子氏は、新任の社外取締役候補者であります。
3. 当社は、山下勝也氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員とする予定であります。また、当社は、中野佳信氏、国富純氏、武井康年氏、三宅稔子氏が原案通り選任された場合も、独立役員とする予定であります。
4. 中野佳信氏、山下勝也氏、国富純氏、武井康年氏、三宅稔子氏、吉島亨氏が原案どおり取締役に選任された場合、当社は各氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円または法令が規定する額のいずれか高い額といたします。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役田辺由來夫氏、早稲田幸雄氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1	田辺由來夫 (1952年5月8日)	1978年4月 当社入社 2010年6月 当社総合統括部長 2016年6月 当社常勤監査役 現在に至る	3,500株
	【監査役候補者とした理由】 田辺由來夫氏は、内部監査部門の責任者及び監査役として豊富な経験と高い見識を有しております。同氏の経験、能力、知識が当社監査役として適任であると判断し、引き続き監査役候補者といたしました。		
	【特別の利害関係】 田辺由來夫氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。		
2	早稲田幸雄 (1949年1月11日)	1971年4月 プライス・ウォーターハウス会計事務所入所 1977年4月 早稲田公認会計士事務所開設 現在に至る 監査法人中央会計事務所広島事務所入所 1988年6月 同上法人 代表社員 1999年6月 同上法人 広島事務所所長 2006年12月 同上法人 退任 2008年6月 株式会社ジェイ・エム・エス社外監査役 当社社外監査役 現在に至る	500株
	【社外監査役候補者とした理由】 早稲田幸雄氏は、長年にわたる公認会計士としての豊かな経験と幅広い知識を有し、他の企業の社外監査役の経験から、当社社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断し、引き続き社外監査役候補者といたしました。なお、当社社外監査役在任期間は、本総会終結の時をもって12年となります。		
	【特別の利害関係】 早稲田幸雄氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。		

- (注) 1. 早稲田幸雄氏は、社外監査役候補者であります。
2. 当社は、早稲田幸雄氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
3. 早稲田幸雄氏が原案どおり監査役に選任された場合、当社は同氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、300万円または法令が規定する額のいずれか高い額といたします。

第5号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任されます佐々木高範氏、松井幹雄氏に対し、それぞれ在任中の功労に報いるため、当社所定の基準による相当額の範囲で退職慰労金を贈呈することといたしたいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法などは、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
佐々木高範	2004年6月 当社取締役 現在に至る
松井幹雄	2018年6月 当社取締役 現在に至る

第6号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件

当社の取締役報酬額は、2016年6月29日開催の第67期定時株主総会において、年額4億円以内（うち社外取締役分年額3千万円以内）として今日に至っておりますが、その後の経済情勢の変化、取締役の増員等諸般の事情を考慮いたしまして、取締役の報酬額を年額5億円以内（うち社外取締役分年額5千万円以内）と改定させていただきたく、そのご承認をお願いするものであります。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたく、ご承認願いたいと存じます。

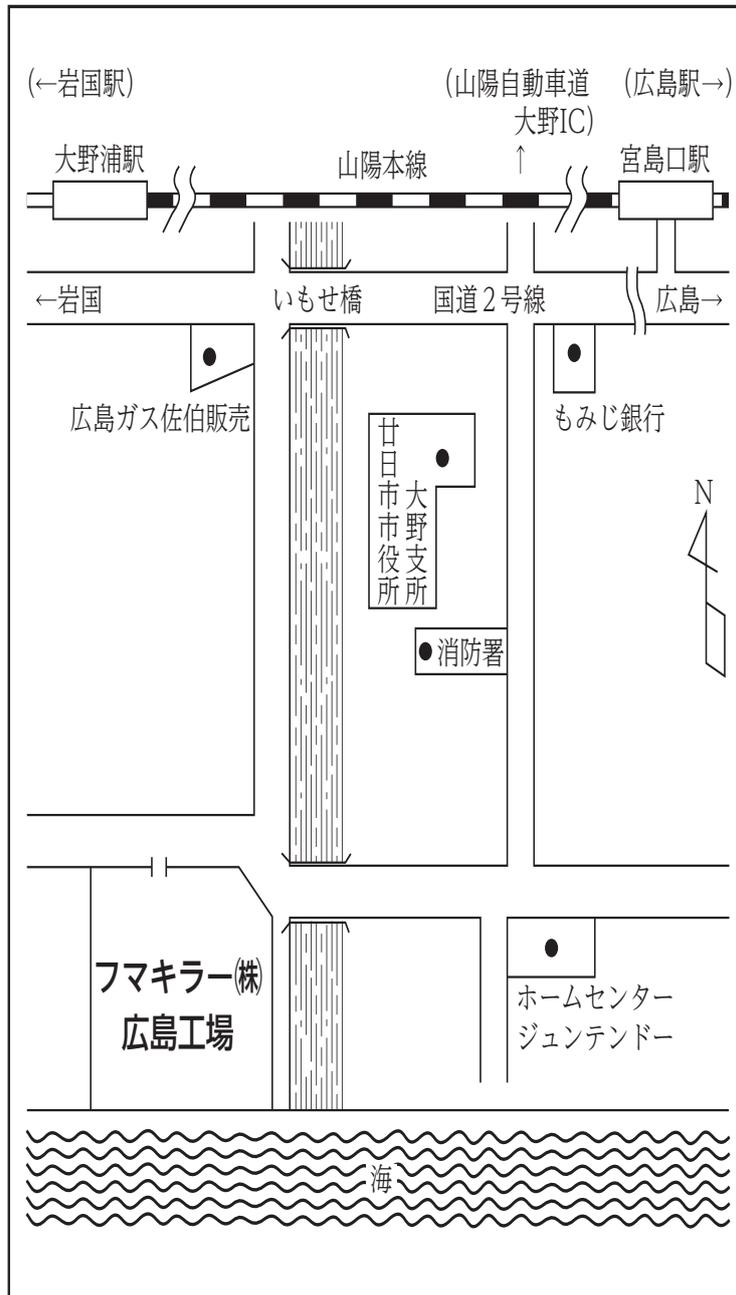
また、監査役報酬額は、2000年6月29日開催の第51期定時株主総会において、年額5千万円以内として今日に至っておりますが、その後の経済情勢の変化等諸般の事情を考慮いたしまして、監査役の報酬額を年額7千万円以内と改定させていただきたく、そのご承認をお願いするものであります。

現在の取締役は12名（うち社外取締役2名）、監査役は4名ですが、第3号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は16名（うち社外取締役6名）、監査役は4名（うち社外監査役2名）となります。

以上

株主総会会場ご案内図

広島県廿日市市梅原一丁目11番13号
フマキラー株式会社 広島工場会議室
電話(0829) 55-2111 (代)



○宮島口駅より車で15分。

大野浦駅より車で5分、徒歩で20分。

新型コロナウイルス感染症への対応について
新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、当日の出席はご遠慮いただき、
郵送での議決権の事前行使をご検討くださいますようお願い申し上げます。

UD
FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。